

確 認 書

1 狂犬病予防法

犬を取得して飼養する場合には、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条に定める犬の登録を市町村に行うこと。

2 化製場等に関する法律

平成 26 年大阪府告示第 147 号にて指定する区域において、大阪府化製場等に関する法律施行条例第 13 条(昭和 59 年 6 月 20 日条例第 41 号)で定める動物の飼養施設を設置する場合は、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 9 条に定める許可を受けること。

3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に定める国内稀少野生動植物種及び国際稀少野生動植物種並びに特定国内稀少動植物種に関する事項に違反しないこと。

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に定める鳥獣に関する事項に違反しないこと。

5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)に定める特定外来生物に関する事項に違反しないこと。

6 都市計画法

事業所及び飼養施設を設ける場所は、都市計画法(昭和 46 年法律第 100 号)により指定される用途地域に関する制限に違反しないこと。

※ 1 から 5 の事項に違反し罰金以上の刑に処せられた場合、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)第 19 条第 1 項第 5 号による登録の取消しの対象となります。

※ 6 の事項に違反した場合、飼養施設に制限が生じることから、登録当初の業務内容の変更や飼養施設の移転をしなければならない場合があります。

上記について説明を受けました。

年 月 日

住 所
氏 名